破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３７号
島根県出雲市今市町1535番地１
破産者　福田　元子
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第７４号
島根県出雲市今市町329番地３
破産者　熱田　修二
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５１０号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1979―17、住民票上の住所神奈川県足柄下郡真鶴町岩326番地
破産者　阿部　勇樹（旧姓中山）
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７８号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1631番地１エステートピア内藤102号、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田庶子505番地
破産者　白川加奈子
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７８号
新潟県阿賀野市寺社甲94番地２
破産者　成田　錄夫
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１４８号
岐阜市北一色３丁目６番８―506号　（メゾン小林２）
破産者　大山　孝則
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３１号
岐阜市日野東３丁目６番27号（サンライズかつらぎ　Ａ棟　202号室）
破産者　井平　鏡子
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２４９号
大分市大字鴛野1260番地の27（ディアスおしの台Ａ101）
破産者　今村　弘幸
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目36番２号
破産者　福留　　俊
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
北海道旭川市春光台２条４丁目９番14号　川崎方
破産者　扇谷　幸郎
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
山形県南陽市漆山1948番地
破産者　大竹　綾子
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３１５号
静岡県浜松市浜北区尾野1213番地の１
破産者　舩窪　信之
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
京都府京田辺市河原東久保田３番地　府営住宅田辺団地13号棟305号、開始決定時住所京都府京田辺市三山木初メ16番地　アンプリュネール103号
破産者　中島　克明
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
福岡県大牟田市大字草木1122番地１の５
破産者　大嶋　昭夫
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５０号
長崎県長崎市田中町207番地１サンシャイン東望506号室、破産手続開始決定時の住所長崎県諫早市栄町２番11　アエル栄1302号
破産者　**藤**川　和利
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
長崎県諫早市旭町13番13号、破産手続開始決定時の住所長崎県諫早市上野町10番地４
破産者　内田　孝寛
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係